

自動車検査証再交付

自動車検査証（車検証）を紛失、盗難又はき損したときに再交付する場合の手続きです。

自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所で手続きを行ってください。

申請に必要な書類

- ・申請書（OCRシート第3号様式）

※運輸支局又は自動車検査登録事務所の窓口で配付しています。

- ・手数料納付書

※運輸支局又は自動車検査登録事務所の窓口で配付しています。

- ・手数料印紙（300円）

※運輸支局又は自動車検査登録事務所の近くで販売しています。

- ・自動車検査証（き損したものがあるとき）

- ・自動車検査証を紛失、盗難により返納できない場合は理由書

※申請書(OCRシート)に理由の記入があれば不要です。

- ・使用者の方の印鑑（認印または署名でも可）

※使用者本人以外の代理人が申請される場合は、使用者の印鑑を押印した委任状が必要になります。

- ・使用者又はその代理人の方の本人確認をする書面

※運転免許証、健康保険証、パスポート、外国人登録証明書、顔写真付き身分証明書など氏名及び住所が確認できる身分証明書のうちいずれかの書面が必要です。